

施策 No.	10	施策名	共に支えあう地域福祉の推進
主管課名	社会福祉課	電話番号	0285-81-6943
関係課名	市民協働推進室、健康増進課、高齢福祉課、生涯学習課		

1. 計画 (Plan)

施策の対象	市民						
対象指標名	単位	令和2 年度実績	令和3 年度実績	令和4 年度実績	令和5 年度実績	令和6 年度実績	令和6 年度見込
人口	人	78,874	78,144	77,635	77,578	76,972	76,972
人口	人						
人口	人						

施策の目標	市民、自治会、福祉関係団体、行政等が、各々の役割を果たし、お互いに力を合わせ、地域福祉を推進しています。また、それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、お互いに安心して暮らしています。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	・福祉活動を行っている組織団体数及び会員数については、ボランティア連絡協議会加入団体、社会福祉協議会の登録ボランティアのうち福祉活動を行っている団体、老人給食ボランティア、市民活動推進センター登録団体のうち福祉活動を行っているもの、NPO法人のうち福祉活動を行っているもの、地域福祉づくり事業に参加している自治会関係者、認知症サポーター、日赤地域奉仕団及び民生委員児童委員を集計して把握する。 ・生活支援体制整備事業実施地区数は実数を用いる。								
成果指標名		単位	平成30年度 基準値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和6 年度 目標値
福祉活動を行っている組織団体数	目標値	団体	242	244	246	248	249	250	250
	実績値			236	235	232	227	229	
福祉活動を行っている組織会員数	目標値	人	11,765	11,798	11,831	11,864	11,897	11,930	11,930
	実績値			11,906	11,777	12,256	12,427	12,626	
生活支援体制整備事業実施地区数	目標値	地区	3	4	5	5	5	5	5
	実績値			4	4	4	4	4	
	目標値								
	実績値								
	目標値								
	実績値								
	目標値								
	実績値								
	目標値								
	実績値								

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	市民は、地域福祉活動について理解を深め、自分の暮らす地域を良くしたいという主体性に基づいて、地域づくりに積極的に参加します。 行政は、地域活動に関する市民への啓発の推進と自治会や各種団体、ボランティアの取組の支援、横断的かつ包括的な相談支援を行っていきます。
-------------------------	--

2. 実行（Do）→個別事務事業の実施による（事務事業マネジメントシート参照）

3. 検証・評価と今後の方向性（Check&Action）

（１）施策目標達成に対する要因分析と課題（①構成事業が与えた影響、②外的要因を踏まえて検証）

●市民の地域活動への参加啓発と活動の促進

【要因分析】

成果指標の「福祉活動を行っている組織団体数・組織会員数」については、団体数の目標値250団体に対し、229団体と目標に達しなかったが、会員数の目標値11,930人に対し、12,626人と目標を上回った。これは、団体数は横ばいだが、会員数は増加傾向にあり、市民の福祉に対する関心が高まっていることが要因と考えられる。

【課題】

「支える側」、「支えられる側」という一方的な関係ではなく、人と人、人と地域の資源が世代を超えてつながり支え合う地域共生社会の実現のため、民生委員・児童委員への活動支援や各種団体への支援を実施しているが、地域における複雑化・複合化した課題については、包括的な支援が行う必要があり、そのための体制づくりが必要である。

●生活支援体制整備事業による地域づくり

【要因分析】

市内の日常生活圏域の実情に応じて、地域のニーズ・課題、多様なサービスの開発、担い手の発掘・育成に取り組むため、生活支援コーディネーターを各実施地区に配置し、多様な生活支援サービスの提供体制づくりに努めた。その結果、実施地区の真岡、山前、大内、中村の4地区（5年度：4地区）において、各協議体における話し合いが年間14回（5年度は12回）行われた。また、地元商店やカスミなどと連携を図り、移動販売等の活動を実施することができた。

【課題】

地域協議体が設置済みの4地区については、地域のニーズに則した更なる事業展開が必要である。設置できていない二宮地区については、協議体設置に向けた話し合いを4回実施し、令和7年度に久下田地区が設置予定である、物部地区、長沼地区については、引き続き、区長、町会長及び民生委員児童委員等に生活支援体制整備事業の必要性を説明し、設置に向けて理解を得る必要がある。

（２）今後の方向性（（１）の要因分析を踏まえ、施策目標達成に向けた方針を示す）

●市民の地域活動への参加啓発と活動の促進

国で示された包括的支援体制整備に係る具体的事業である「重層的支援体制整備事業」の3つの支援（1．属性を問わない相談支援、2．参加支援、3．地域づくりに向けた支援）について、庁内での意識向上・情報共有を図るために、昨年度開催した庁内準備会議を庁内連絡会議に移行し、属性を問わない相談支援体制（包括的相談支援体制）から順次整備を進める。

地域福祉活動の担い手の育成については、社会福祉協議会と連携を一層強化していくとともに、各地域で実施している活動を通して、地域の全世代の市民に対し、地域福祉の意識啓発や活動参加への動機付けを図って行く。

更に、日赤奉仕団、民生委員・児童委員等の活動内容をHP、市広報紙及びFMもおか等の媒体を活用することにより、会員の確保や活動への参加人数増を図る。

●生活支援体制整備事業による地域づくり

設置済みの4協議体の活動を更に活性化させるため、生活支援コーディネーターには、県主催の研修会等に積極的に参加してもらうなど資質の向上に努める。また、全生活圏域に協議体が設置できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、未設置地区の長沼地区、物部地区の区長等に対し、引き続き設置に向けて働きかけを行い、久下田地区の状況を2地区へ情報共有していく。

4. 構成事業一覧（個別事務事業一覧）

[illegible]